

## 山形県地域保健医療協議会 病床機能調整ワーキング設置要領

## (設置)

第1 地域の病床の機能の分化・連携の推進を図るため、地域における具体的な課題について関係者間で協議を行う必要がある場合、山形県地域保健医療協議会設置要綱第6に基づき、課題ごとに、地域保健医療協議会病床機能調整ワーキング（以下「ワーキング」という。）を設置する。

## (協議事項)

第2 ワーキングは、次の事項について協議検討する。

- (1) 関係医療機関の病床機能報告による情報共有に関すること。
- (2) 病床の機能の分化・連携に係る具体的な課題の整理に関すること。
- (3) 関係医療機関の病床の機能の分化・連携の方向性に関すること。
- (4) 地域の病院・有床診療所の開設・増床等の計画に関すること。
- (5) その他目的達成のため必要な事項に関すること。

## (構成員)

第3 ワーキングは、次に掲げる者のうち山形県地域保健医療協議会の会長（以下「会長」という。）が指名する委員及び第2の協議事項に関係する医療機関の管理者等で構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健所長
- (3) その他会長が委員として必要と認める者

## (座長)

第4 ワーキングに座長を置き、保健所長が務める。

2 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

## (庶務)

第5 ワーキングの庶務は、各二次保健医療圏の総合支庁保健福祉環境部において処理する。

## (補則)

第6 この要領に定めるもののほか、ワーキングの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この要領は、平成28年9月29日から施行する。